

令和 7 年度いじめ防止基本方針

糸魚川市立中能生小学校

当校のいじめ防止等のための対策を効果的に推進するためにいじめ防止対策推進法（平成 25 年法律 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づき、この「糸魚川市立中能生小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定する。

1 いじめ防止等のための基本的な方針

（1）いじめに対する基本的な考え方

①いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人間関係にあるほかの児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。（法第 2 条より）

②「いじめ類似行為」の定義

「いじめの類似行為」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人間関係にあるほかの児童が行う心理的または、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの（県条例第 2 条より）と定義する。

具体的な「いじめ類似行為」の態様

・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など

③基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、当校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のために対策を行う。

また、いじめは人権侵害であり、どの学校にも、どの子にも起こりうるものであり、誰もがいじめる側にもいじめられる側にもなる可能性があることを全職員が理解し、対策・対応していく。

具体的な「いじめ」の態様

- 1 ズボン下ろしをされる
- 2 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 3 仲間はずし、集団による無視をされる
- 4 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 5 ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 6 金品をたかられる
- 7 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 8 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- 9 インターネットを通して、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

なお、本方針におけるいじめの防止等の対策と認知及びその後の対応については、「いじめ類似行為」に関しても同様に取り扱うものとする。

④児童の責務

- ・児童がいじめを発見した場合、又はいじめ等が行われている疑いがあると思われた場合は、傍観することなく、学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者に相談する。
- ・インターネットを通して送信される情報の特性を理解する。

⑤学校の責務

いじめはどの児童にも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは絶対に許されない」ことの理念を促していくことが必要である。そのため、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、家庭や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。

⑥保護者の責務（新潟県いじめ等の対策に関する条例より）

- ・保護者は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する児童等がいじめ等を行うことの内容、当該児童等に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。（条例8条第1項）

※通信機能を持つ端末等を児童生徒に保持又は使用させる際は、保護者の責任において行う。

- ・保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童等がいじめを受けた場合は、適切に当該児童等をいじめから保護するとともに、その保護する児童等が在籍する学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて協力するものとする。（条例8条第2項）

(2) いじめ防止等のための取組方針

- ①いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。
- ②いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③学校評価において、いじめの実態把握及びいじめに対する措置についての取組について定期的に評価し、取組の見直しと改善を図る。
- ④校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。
- ⑤保護者・地域住民に、学校のいじめ防止等の取組について、理解と協力を働きかけるため、広報と意識啓発を行う。

2 いじめ防止等のための基本的な施策

(1) 基本となる取組

①いじめの未然防止のための取組

- ア 学校の重点の一つに「いじめ防止」を掲げ、いじめをしない、見逃さない、許さないことに組織的に取り組む。
- イ 「学ぶ楽しさ」「わかる喜び」が実感できる授業や、学級活動児童会活動などの特別活動の充実を図ることを通して、児童の自己有用感や人間関係づくりの能力を育成する。
- ウ 人権教育、同和教育及び道德教育を中心に、「児童の権利に関する条約」の理念を基に、いじめ等人権侵害を受けた場合に、嫌なことは嫌だと言える、助けを求めることができる教育を推進する。「児童の権利に関する条約」を学ぶ学習や、関わる教育活動（社会や道德等の教科学習、特別活動等）を計画的に実施する。
- エ 児童が自主的にいじめ防止について学び、主体的にいじめ防止に取り組む児童会活動の充実を図る。また、児童がインターネットを通じて送信される情報の特性に対する理解を深め、いじめやトラブルにつながる使用はしないように情報モラル教育などを実施する。
- オ いじめ防止について、家庭や地域への啓発と連携を図る。

②いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童（生徒）に対する定期的な調査を次の通り実施する。3年生以上は、家庭に持ち帰り落ち着いた環境で記入できるようにし、封筒に入れて提出する。実施後、担任と生徒指導主任、又は管理職で記入内容を確認し、速やかに対応する。

- ・児童対象のいじめアンケート調査及び教育相談（6月、11月、随時）
- ・児童対象の生活アンケート調査（4月、9月、1月）
- ・保護者対象のいじめアンケート調査（6月、11月、随時）

イ いじめ相談体制

- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談窓口の設置と周知を図るなど、相談体制を整備する。

- ・スクールカウンセラーや市教育センター相談員、医療機関等と直接的な連携を図る。

ウ いじめ防止等の対策のための教職員の資質向上

いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

(2) いじめ防止等の対策のための組織の設置

①設置の目的

法第 22 条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織（以下「組織」という。）として、「いじめ対策委員会」を設置する。

②構成員

構成員は、校長、教頭、生活指導主任及び生活指導部員、養護教諭、必要に応じて自校の教職員や教育相談員、外部関係者とする。

③役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- ・いじめの相談、通報の窓口となる。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録の共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開き、事実確認、指導や支援の体制・対応方針の決定及び保護者と連携をとるなど組織的に対応するための中核となる。

④取組

- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・いじめの未然防止に関すること
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童（生徒）や保護者・地域住民の理解を深めること。
- ・いじめの発生時の対応に関すること
- ・児童理解研修会を学期 1 回、子どもを語る会を週 1 回開催し、いじめ発生時は緊急に開催する。

(3) いじめ発生時の措置（別紙 フローチャート 1 参照）

- ①いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会で組織的に対応する。
- ②いじめ対策委員会は、校長、教頭、生活指導主任、該当担任、養護教諭、必要に応じて特別支援教育コーディネーターで組織し、原則教頭が招集する。
- ③当該情報を基に、組織としての対応策を協議して、職員の共通理解を図る。
- ④いじめをやめさせ、いじめを受けた児童を確実に見守って保護する。また、必要に応じ別室の確保や関係機関からの支援を受ける。
- ⑤いじめを受けた児童の保護者に家庭訪問を行い、事実関係と当面の対応を説明し、今後の学校との連携についての保護者の意思を確認する。
- ⑥いじめを行った児童へ、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力をはぐくむ指導

とその保護者への助言及び学校との連携を継続的に行う。

- ⑦いじめを見ていた児童に対して、自分の問題としてとらえさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ⑧いじめに関係する保護者に必要な情報と学校の対応を説明する。
- ⑨その他の児童に対して、学級での指導、全校朝会等において関係する児童とその保護者のプライバシー保護に配慮し、当該事案の説明と指導を行う。
- ⑩いじめに関係する児童と保護者に係わる情報を定期的に交換し、いじめ解消と再発防止を図る。
- ⑪犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどの重大事案については、市教育委員会及び所轄の警察署等と連携して対処する。
- ⑫いじめの調査に係るすべての情報や資料は、「生徒指導個人ファイル」に確実に保管する。保管期間は原則として5年間とする。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。(児童が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を想定する。)
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(相当の期間とは年間 30 日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、重大事態の可能性を想定する。)
- ③その他、学校や市教育委員会が重大事態と判断する場合。

(2) 重大事態発生時の対応 (別紙 フローチャート 2 参照)

市教育委員会へ報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

① 学校が調査主体と成った場合の対応

- ア 「いじめ対策委員会」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。
- イ 「いじめ対策委員会」による事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- エ 調査結果を市教育委員会に報告する。
- オ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

② 学校の設置者が調査主体となった場合の対応

設置者の調査に必要な資料の提出など、調査に協力する。

(3) その他

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したとして報告・調査等にあたる。